

令和 7 年第 1 回湧別町議会定例会会議（第 4 日）

令和 7 年 3 月 1 2 日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一	10 番 脇 坂 敏 夫
11 番 村 田 一 志		

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一	10 番 脇 坂 敏 夫
11 番 村 田 一 志		

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、健康こども課参事 兼田稚子、水産林務課長 青山賢治、水産林務課町有林管理担当課長 田中千嘉伸、総務課総務グループ主幹 宍戸和幸、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、住民税務課税務グループ主幹 坂田佳樹、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹 稲田宏司、建設課管理グループ主幹 藤直樹、

建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 穴戸和幸

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和 7 年第 1 回湧別町議会定例会

議事日程（第 4 日）

令和 7 年 3 月 1 2 日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 2 6 号	令和 7 年度湧別町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 7 号	令和 7 年度湧別町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 8 号	令和 7 年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第 2 9 号	令和 7 年度湧別町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第 3 0 号	令和 7 年度湧別町水道事業会計予算
日程第 7	議案第 3 1 号	令和 7 年度湧別町簡易水道事業会計予算
日程第 8	議案第 3 2 号	令和 7 年度湧別町下水道事業会計予算
日程第 9	同意第 1 号	名誉町民の顕彰について
日程第 1 0	同意第 2 号	オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第 1 1	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 1 2	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 1 3	諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 1 4	令和 6 年 第 4 回定例会 請願第 1 号	住民投票の実施を求める請願書
日程第 1 5	発議第 1 号	湧別町議会の個人情報保護に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
日程第 1 6	意見書案 第 1 号	厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備 を求める意見書
日程第 1 7	意見書案 第 2 号	えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改 正を求める意見書
日程第 1 8	承認	議員の派遣について
日程第 1 9	承認	閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開 議 宣 告 (1 0 : 0 0)

○議 長 ただいまの出席議員は10名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思います。よろしくご協力お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、脇坂君、1番、関野君を指名いたします。

日程第2、議案第26号 令和7年度湧別町一般会計予算を議題といたします。

本案については、昨日、第10款教育費まで質疑が終了しております。本日は配付しております予算審議区分に従って第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑から行いたいと思います。

それでは、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を行います。ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 なければ、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

5番、下田君。

○5 番 おはようございます。私からは、1点、17款財産収入、1項1目財産貸付収入について伺いたいします。

51ページ、教職員住宅貸付収入、2段目にありますけれども、上湧別地区の義務教育学校開設に伴い教職員の人数も減少すると思われそうですが、貸付収入は前年度に比べ約6%、37万1,000円しか減額されていないわけですが、入居者はそれほど減少しない見込みかどうか伺います。

もう一点は、今後使用しない教員住宅、特に開盛、富美地区についてはどのようにお考えか伺いたいします。

○議 長 教育総務課長。

○教育総務課長 下田議員のご質問にお答えいたします。

昨日教員住宅に要する経費のところでもお話をさせていただいたのですが、教職員の人数につきましては上湧別学園が開校することによりまして20名ほど減少する予定となっております。全体で80名の予定でありまして、入居率が大体60%程度となっておりますので、この段階では臨時教諭、それから任期付教諭の動向が不明でありましたため、現在管理しております60戸から1割程度減少の54戸で見積もっております。ただし、今後人事異動が確定いたしまして入退去が分かりましたら、余剰分の住宅につきましては町と相談いたしまして用

途変更などを進めていきたいと思っております。今後も適切に管理をしていきたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。

(「開盛、富美地区についても」の声あり)

○教育総務課長 現在まだ人事異動が確定しておりませんので、入退去に合わせて住宅の整理をしていきたいと思っておりますので。

以上といたします。

○議長 長 2番、高田君。

○2番 それでは、歳入の1の町税の関係でございますけれども、令和7年度は令和6年度に比較しますと2,955万円の減収を見込んでおります。これは、いろんな要因があるかとは思いますが、決定的にこういうところがあってどうしても減収になるだろうということがありましたら、それをまずお聞きしたいことと今後の見通し、今後来年度に向けての、経済、これ生き物といいますからどうなるか分かりませんが、これからの見通しもお聞かせをください。

それと、ふるさと納税なのでございますけれども、昨日もいろんな議論があって、様々意見があったわけでございますけれども、一応2億円という予算を立てているわけでございますから、捕らぬタヌキの皮算用ではないけれども、やっぱりある程度にそれに向かってしっかりとふるさと納税が増えるように努力をしてほしいと考えております。その中でちょっと1点お聞きしたいのだけども、今湧別町で地元に来て地元で納税するというのはまだやっていなかったですか。そういう制度もあるみたいでございますから、湧別町に来た方が湧別町の町内で納税ができると、そういうシステムがあるようでございますので、そんなことも考えてみてはいかがでしょうかと思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 住民税務課長。

○住民税務課長 高田議員のご質問にお答えしたいと思います。

町税の前年度と本年度の対比の関係での観点からのご質問ということで、2,900万の減少の主な理由ということですが、町税の町民税の中で個人町民税、予算説明資料にも書いてありますように4,584万3,000円の減額となっております。大きな部類でいきますとこの部分が大きな要因となっていて、個人住民税につきましては給与所得者、営業等所得、それから農業所得、年金等その他の所得に分かれておりますが、一番大きいのは営業等所得で5,000万程度減収を見込んでございます。ご承知のとおり、漁業が大変近年よかったものですから、そういう見積りを前年度もさせていただいたのですが、少し見積りが多かったかなということで、実績に合わせて令和7年度についてはそういうとこ

ろを踏まえて修正をかけて見積りを出したところでございます。その点については、ご理解をいただきたいと思います。

今後の見込みなのですが、町税全体ってなりますと、また国のほうでいろいろと減税対策が出れば別なのですが、今の町内の情勢を考えると工場あるいは畜産クラスター等によりまして固定資産税が間もなくピークを迎えるのかなということでございますので、ここ何年かは固定資産税が上がっていくので、ある程度は見通しは立つのかなということで考えてございますが、先ほど申し上げましたように国の減税等の対策がどう出るかまだ分かりませんので、その点はお容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 ふるさと納税の関係についてお答えをいたしたいと思います。

令和6年度の補正予算、それから昨日の歳出の中でもお話しさせていただきました。令和6年度の実績見込みについては、補正予算のときにもお話しいたしましたけれども、減額をさせていただきまして、恐らくこのままの2月末の状況でいきますと8,800万余りの状況でありますので、1億円に届かないのかなという気はしております。昨日の歳出予算の質疑の中でもお話しさせていただきましたけれども、いろんな部分工夫いたしまして、周りの自治体の例なんかも先行事例も研究させていただきながら、中間代行業者に任せることなく、我々のほうでも前面に出て頑張っていきたいというふうに思っております。

また、今お話のありました現地決済型のふるさと納税の関係については、令和7年度から導入すべく今取り進めているところであります。宿泊ですとか飲食ですとか特産品ですとか、そういった部分のところを取組を今調整をしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 一時借入金の関係でお伺いをします。

令和6年度予算は102億で、一時借入金で20億でしたが、7年度予算では108億で同じような規模だと思っておりますが、一時借入金を30億にしました。資金不足が推測されるのか、10億上げた理由をお聞かせ願います。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 一時借入金の限度額、これを20億から30億に増額した理由ということで、日頃会計処理につきましては、通常歳入と歳出のバランス、これが取れている状態がいいとされておりますけれども、やはり収入と支出の時期が違いますので、一時的に歳計現金に不足が生じることがあります。この場合、通常ですと一時的に財政調整基金なり、減債基金から借入れを行い、それを支

払いに充てるというわけでございますけれども、例年年度末にもなりますと事業完了に伴う支払いだとか産業団体への補助金、それから地方債の償還など大きな支払いが重なるということになります。また、基金につきましては出納整理期間がないということで、借りている基金は3月中に返さなければならないということになりますので、基金を当てにすることができなくなるということで、ここで必要となるのが銀行からの借入れということになります。これが一時借入金ということで、今回の30億というところになります。

今回その借入金限度額を20億から30億に増額いたしましたけれども、これは大型事業も重なりまして、予算規模が大きくなりますと地方債の借入額も年々大きくなり、令和6年度で約20億円、そして今回令和7年度で予算規模では24億超の地方債の借入れを予定しております。最大のネックとなりますのがこの借り入れる地方債が入ってくる時期が出納整理期間のぎりぎりの5月の末ということになりますので、6年度でいえばこの20億円のお金が5月末に入ってくるということで、単純にこの20億円の収入が足りなくなってしまうということになりますし、今度令和7年度になりますと24億超の地方債の借入れを予定しておりますので、来年3月の一時借入金もこの程度になるのではないかというふうに予測をされるところでございます。このような理由から、今すぐに30億円必要かということではありませんけれども、あくまでも限度額ということで今回増額をさせていただいたという中身でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なければ、歳入の質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第27号 令和7年度湧別町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第28号 令和7年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第29号 令和7年度湧別町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

3番、加藤君。

○3 番 介護の33ページになります。上段の介護予防事業委託料1,814万の計上ですが、これ説明によりますと2か所で運営していて、利用者の減少が見込まれるということなのですが、その実情をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 加藤議員の生きがいデイサービスの実情ということのご質問かと思えます。生きがいデイサービス事業につきましては、介護認定を受けていない方が要介護状態とならないようにするため、通所による日常動作訓練ですとか趣味活動、あるいは日常生活習慣の指導などの介護予防を目的とした事業でございます。前年度当初予算と比較しますと減少した理由といたしましては、本年度、令和6年度の12月末時点と前年度同時期の実績を比較しますと平均の利用者で4名の減、延べ利用回数につきましても約200回程度減少しているということ考虑しまして、今回予算を減額しているものでございます。

この要因といたしましては、令和6年度におきましては生きがいデイサービ

スを通所をやめた方が、その方の人数が新たに通所することとなった人数を上回ったということから、令和7年度予算におきましては前年比10人減の80人分、回数につきましては延べ利用回数で530回の減少を見込みまして、合計3,800回を見込んで減額の予算計上ということで見込んでおりますので、この点ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 私福社会館に午前中に行く機会があるのですが、そのときに生きがいデイサービスの状況を直接見たわけではないのですが、館内に笑い声が聞こえて、とても楽しそうな雰囲気では運営されているのではないかなというふうに思っております。それで、状況を見ますと女性がやはり多いのです。男性が少ないという状況なので、そこら辺の男性を少しでも増やすという、そういうこれからの方策、それはどう考えているのか。なかなか男性はこういうところに行きづらいという要因もあろうかと思いますが、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、関連してふれあいサロンというのを町内で何か所か運営されていると思うのですが、そのふれあいサロンと生きがいデイサービス、趣旨は違うと思うのですが、どういうふうにこれから運営されていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 生きがいデイサービスの利用の関係でございます。男性の利用者が少ないという部分でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、利用者としては大半が女性の方の利用が多いというのが実情でございます。この生きがいデイサービス事業につきましては、おおむね対象者を65歳以上の介護認定を受けていない独り暮らしの高齢者を対象としてございまして、特段男性、女性というような区分は設けてございません。利用の中身なのでございますけれども、基本的には包括支援センターですとか、あと委託業者であります社会福祉協議会、こちらに介護予防を目的とした事業でございますので、そういったところに通いたいという方がいらっしゃいましたら、こちらのほうで、担当のほうでもご紹介を差し上げているというところがございますので、特段男性を呼び込むというような方策という部分では行ってはいないのですが、もしもそういった男性の方がこういったところに通いたいのだというようなことがございましたら、もちろんこちらのほうに通所を勧めるような対策は、そういったものは取っていききたいというふうに思っておりますので、この点はご理解いただきたいというふうに思います。

あと、ふれあいサロンの部分と生きがいデイの関係でございますけれども、生きがいデイにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、介護予防を目

的とした事業でございます。ふれあいサロンにつきましては、基本的には一般ボランティアの方の有志によって行われている事業でございます、こちらの目的といたしましては、閉じ籠もり防止等を目的としたそういった部分でなるべく外出の機会を増やそうという、そういった交流も含めまして行っているふれあいサロンかなというふうに思っております。違いという部分につきましては、一応町のほうの生きがいデイは、先ほど申しましたとおり、介護予防ということで目的としてございますので、先ほどのふれあいサロンとはちょっとまた趣旨が異なっているということでございますので、この点ご理解をいただければというふうに思います。

○議長 長 ほかにございませんか。

○全 員 (な し)

○議長 長 質疑を終了し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第30号 令和7年度湧別町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 質疑を終了し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第31号 令和7年度湧別町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第 8、議案第 32 号 令和 7 年度湧別町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第 9、同意第 1 号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第 1 号 名誉町民の顕彰について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これより同意第 1 号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第 1 号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 10、同意第 2 号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これより同意第2号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、諮問第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これより諮問第1号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については原案の者を適任とすることに決定いたしました。

日程第12、諮問第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これより諮問第2号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号については原案の者を適任とすることに決定いたしました。

日程第13、諮問第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これより諮問第3号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号については原案の者を適任とすることに決定いたしました。

日程第14、請願第1号を議題といたします。

本件につきましては、令和6年第4回定例会において総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の審査としたところであります。

総務厚生委員会委員長より審査報告書の提出がなされておりますので、委員

長の報告を求めます。

2 番、高田君。

(総務厚生常任委員長報告)

○議 長 委員長の報告が終了いたしました。

これから質疑を行います。

10 番、脇坂君。

○10 番 ちょっと委員長にお聞きしたいのですけれども、今回の請願書に当たりまして、この基になっている署名なのですから、白紙撤回ということで一回議会にかけて不採択ということになったわけです。そのことは十分にその中でお話をした中での不採択ということになったわけですから、この署名についても一度それを原資としてやるということについてはどのような話合いが行われたのかなということでもちょっとお聞きしたいことと、この請願書、議会に出した場合採択されるか、不採択かは議決してみないと分かりませんが、そのような中で住民投票については直接請求という方法もあったわけですから、議会に請願書を出してきたというその思い、手っ取り早くと言ったら変な話かもしれませんが、そのほうが住民投票、直接請求のほうがはっきりしたのかなという気もせんでもなかったのですけれども、その辺の話は出たのかどうかお聞きします。

○議 長 2 番、高田君。

○2 番 ただいまの2つの質問につきまして回答いたしたいと存じます。

まず、1点目でございますけれども、前回の要望書の中にはこの問題に関して白紙撤回をしてほしいというような話でその要望書がなされていたと思えますけれども、聞くところによりますと予算のほうもいろいろと、これは予算の関係は特別議決する必要はないということでどんどんいろいろなことが決まってくということがありますので、そういう段階に来ているわけですから、やはりここはちょっと白紙撤回という表現は一旦置いておいて、一応住民投票を求めると、一旦立ち止まってこの問題を考えていただいてももらえますかというようなことで、一度立ち止まるということがまずあったということで私は聞いております。そういうわけで一応今回は請願ということになったということで、その旨の話は聞いております。

2点目でございますけれども、これはこの町民団体が自治条例において、ありますよね、50分の1ですか、あれに対する住民投票、条例ということもありますけれども、一応こういう手段に持ってきたということは、恐らくこのことに関していろいろと意識のある町民の方々が何人か集まって、1個1個個人的に自分の思いというか、気持ちを語りながら、こういうようなことなのだけれども、どうでしょうかということで署名を集めようというようなことになった

のではないかなと私は推察しております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議長 質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の方の発言を許します。

1 番、関野君。

○1 番 私は、今回提出されました住民投票を求める請願書の採択に反対いたします。平成21年、2009年の両町合併に伴い採用された本庁、総合支所方式から平成28年、2016年以降は分庁方式に移行しました。しかし、地方自治法第4条第2項が求める事務所の位置の概念に照らせば、合併後15年以上時を経た現状は地理的に適正とはいえず、また庁舎機能が集約されていないことから、維持管理費用の増大、指揮体制の複雑化、庁舎間の往来、老朽化対策といった多くの課題が山積している点是否めません。こうした問題を解決すべく、私は新庁舎建設をその一丁目一番地と位置づける必要性を強く感じています。

また、令和3年10月の町長選挙において前例にとらわれない柔軟な発想で庁舎問題に取り組むという町民への公約を掲げ、湧別町自治基本条例に基づき町民との対話を重ねながら、新たな庁舎の在り方を模索している現町長の姿勢は、今後の町政の前向きな方向性を示すものと大いに評価いたします。

これに対し一部の反対議員は、これまでに一般質問において庁舎機能の集約化、推進債の期限内に中湧別への移転を再三訴えていたにもかかわらず、急遽住民投票を求める請願書に町会議員として自らの意思で署名し、庁舎建設に反対する町民団体と行動を共にしています。町民団体の共同代表は、請願書と2,000筆余りの署名を持参しておりますが、新聞報道でもあるようにこの署名簿は白紙撤回を求めるものであり、住民投票を求める趣意の説明をされておらず、むしろ反対する議員や団体のみの意見表明にとどまっていると理解せざるを得ません。本来町民の負託を受けた議員が住民を代表し、議会において十分な議論を重ねた上で最終的な議決を行うことこそが議会のあるべき姿と考えます。住民投票条例の発議など議会主導のプロセスに乗らない方式はふさわしくないという立場から、請願書の採択には明確に反対を表明し、採択への反対討論といたします。

以上。

○議長 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

9 番、檜山君。

○9 番 私は、住民投票を採択すべきという考えであります。地方公共団

体は、住民福祉の増進を図ることを基本としています。その住民から住民投票をすべきということで2,057名からの署名をいただいたもので、これは大変重いものであり、尊重しなければならないと思っております。

また、町の考えと議会の特別委員会との考えも異なります。さらに、庁舎についての訴訟も起きている状況です。ここは、進むにしても、やめるにしても町民の意思を反映させるべきと考えます。したがって、住民投票をすべきであり、請願は採択すべきものと考えております。

以上です。

○議長 次に、委員長報告に反対の方の発言を許します。

5番、下田君。

○5番 請願書採択反対の討論をいたします。

地方自治法では、首長と議会が住民を代表し、それぞれの責任と判断で行政を執り行う間接民主主義を規定しています。住民投票制度の導入は、議会が行政に対して持つ統制力を著しく低下させるおそれがあるため、導入に当たっては十分な慎重さが求められます。ある文献によれば、議会で多数派を形成できない勢力にとって住民に偏った情報を流布し、運動を進めるための絶好の機会となるとされ、公職選挙法の適用を受けず、様々な宣伝手法が許される中で扇動家が介入し、結果が大きく左右されるおそれがあるとも指摘されています。これは、住民間の対立を激化させ、投票結果にかかわらず地域内にしこりを残すことになりかねません。

間接民主主義は、人類が多くの失敗の歴史を経て、ようやくたどり着いた制度であると言われていています。有権者の意思を反映させる場合は、住民の代表者が集まる議会以外にありません。このことにこそ間接民主主義の意義が今もあると考えます。本質的に求められるのは、議会本来の役割を果たすことであり、それは住民投票ではありません。今年は町長選挙が行われ、公約を通じて町民に訴える機会があります。この選挙を経て民意を確認できるため、新たに住民投票を行う必要はないと考えます。

以上、住民投票を求める請願書採択への反対討論といたします。

○議長 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

3番、加藤君。

○3番 私は、本年2月13日に開催されました総務厚生常任委員会で賛成ということにしております。私は、皆さんご承知のとおり、請願書に対しての紹介議員ともなっております。それで、私は3つの理由で住民投票をやるべきというふうに考えております。まず、1つは、自治基本条例の第18条と19条の根拠であります。これは、18条において直接町民の意思を確認するために、町民投票となっておりますが、町民投票を実施することができますと明記してお

ります。このことからの根拠からも実施すべきというふうに思っております。

もう一つは、町議会議員は全て重要なものまで白紙委任されているとは思っておりません。重要なものについては、住民投票をやってこそ住民の意思が反映されるべきものだと思っております。住民投票は、市町村合併の選択や、あるいは原子力発電所の誘致だけに住民投票を行うものではないと思っております。まさしく、これまで議論を重ねたといいますが、なかなか議論になっていない部分もありますので、これを機に住民投票を行うべきと思っております。

それと、選挙は通常4年に1度行うものであります。今年選挙の年ではありますが、選挙制度を補完する重要な制度がこの住民投票という位置づけでございますので、ぜひ住民投票をやって庁舎問題に決着をつけるべきというふうに考えております。

以上です。

○議長 次に、委員長報告に反対の方の発言を許します。

10番、脇坂君。

○10番 私は、この住民投票を行うことについて反対と思っているわけですが、前2人がほとんど申し上げたとおりでございまして、住民投票をする必要はないという考えを持っております。基本的にこの原資となっている署名が私は本当に住民投票をしてほしいという署名なのかということが私はその辺懸念をしているところであります。基本的に白紙撤回の署名のときにも、全員に聞いたわけではないですし、たまたま会った人ぐらいしか聞いていませんから、それは本当なのかどうか、私も全員がそうなのかということは分かりませんが、その人に聞いた中では基本的に、民間でも行政でもそうですが、何事をするにしてもメリット、デメリットというのはあるのは間違いのないわけです。その中で聞いた話では、本当にデメリットの話しかしていないということであれば、それはそれで反対だということになるわけです。また、中には知っている人が来たから署名をしてあげたという話をしている人もいました。だから、それが全員とは言いませんけれども、一部の人だと思うのですが、そのような中でこの署名が行われて白紙撤回については不採択ということになったわけで、だからそれを基にしてこの住民投票をしなければならぬという根拠は私は何もないというふうに感じております。必ずしもこの住民投票、やれることはやれるわけですから、そういうふうな手続を取って進めるということにはなるのでしょうけれども、はっきりとまず議会で考え方を決めていただいて、どのような方向に向かっていくか、その辺は決めていくとは思いますが、私はそのような考えの中で必要がないというふうに思っております。

以上です。

○議 長 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

4 番、村川君。

○4 番 私は、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、原点に戻って、合併15年、合併当時の庁舎問題については、前町長までが一般質問に対して合併当時決められた使えるものは使っていくという合併協議の決定事項に沿って前町長も議員の一般質問にそういうふうに答えております。まず、これが第1点であって、現町長が立候補するときに庁舎の建設については一切触れておりません。まず、この庁舎問題が急遽出てきて、基本構想検討委員会、この検討委員会の中でもかなり委員の中から不満が出ております。まず、1点について、我々議会に対して現庁舎、それから予定されたTOMの改修、TOMの部分、これらの改修予算について全く間違った説明をして、道庁の建設部から指摘を受けているような状況で、これは住民にもそのことには説明されていないと、全く。我々議員もそれに対しては全く遺憾だというふうに思っております。ましてこの15年間で町長は集約化を求めてきたと言っていますが、これだけデジタル化が進んでいる中で集約化が何が必要なのか。先ほど前に反対議員から質問もあったけれども、全く議員としての意味が分かっていないと思って、私は本当に情けないなというふうに思っています。住民の代表で当選してきて、住民の声を聞けない議員なんて必要ないわけです、こんなの。まず、住民がこれだけの意見、私はざっといろんなところで署名がされていない方たちといろいろな議論しています。大体7割の方がこの庁舎に対して反対しています。というのは、現管内、道内どこを見ても庁舎建設について、今紋別市だってちゅうちょしている。それから、庁舎ばかりでない。いろんな施設に対して計画組んだけれども、これだけの物価高騰でとてつもない費用がかかるというようなことで断念している市町村がたくさんあります。まして現に今北見市のような状況が道民全体に広がっております。こんなことでこの庁舎を、合併推進債というのは合併したときにもう既に借り入れることは条件だったはずですが。なぜ早期から本当に合併するという考えが、庁舎建てるということであればなぜもっと早くから計画立てて進めてこなかったのか。これがこんなことをやっていくのが首長の考えだとしたら、本当に湧別町はとんでもないことになる、私はそういうふうに考えていますし、反対議員の皆さん方も自分の近郊の意見、住民の意見を聞いていないでしょう。玄関開けたらそこから反対している人に会う。そういうことを踏まえて、これだけ大勢の二千何百という住民の方が署名して出してきたものを我々住民の代表として、議員としてそれを無視することは私はできないので、これは賛成の意見といたします。

これで終わります。

○議 長 これで討論は終わります。

(何事か声あり)

○議 長 8 番、小形君。

○8 番 私は、投票条例に反対するものとして意見を申し述べたいと思います。

いろいろなことがありましたけれども、2,057名の署名をもって提出された、それもつけて提出されたということでございますが、これ先ほどからもいろんな意見がありまして、私のところに聞いている話では、投票をするかどうかということに対してまず考えますと、投票するということはいろんな関係の中で地域性の協調性や行政の運営に影響を与えると。なおかつ賛成、反対の対立の立場が明確になるため地域の人たちの分裂が起きると。私のところに来た話では、その2,057名の署名の人のお母さんがいたそうですけれども、私はそういうことよく分からないのでって断ったそうですが、そうするとあなたは町長派かいと言われたと。白紙撤回ということに対して町長派だとか町長派でないとか、意見ではなくて町長に対しての不満が何かあったのか何か、あなたは町長派かいと、その住民を政治の道具にするような言葉があったと。大変びっくりしたそうです、その人は。この署名の2,057名の重い署名ですが、そういう署名が一つでもあるということは、この署名は本当にそうだったのか怪しいものであり、そういうことが私のところに届いているわけです。こんなことがあっていいのかということです。この署名の信憑性というものにちょっと疑問を感じます。

それと、今各議員が言っておられましたけれども、重要なものであるのは間違いないと思います、いろいろなことに対しての。庁舎は特にお金がかかり、長期的な視野に立った専門的な観点からの重要性が必要だと思います。私たち住民が考えられる幅を超えた専門的な人らがこれで大丈夫だろうということで計算して出てきた数字ではないかと思っております。町の実質公債費比率も8.8という数字をいただいております。町の財政的には長期的に考えて、町長も言っておられるとおりに何も問題ないと、そういうふうに考えるほうが自然であると思います。その中において投票をわざわざしなければならないほどのことが何があるのかと。その人らの話を集約しますと、10年間立ち止まるという話が委員長からありました。これ10年間立ち止まるとどうなるか。1年ごとに1億ずつ積んでいって、それを原資としてやるような言葉があったと思いますけれども……

(「それ言っていない。10年間はない」の声あり)

○8 番 いやいや、10年間とか、そういうような……間違えました。そしたら、それは取り消します。

結局原資を積み立てるというような話が聞こえてきました。そういうことにおいて立ち止まるという委員長の話がありました。立ち止まるということは、

今現在において物価が高騰しているというお話もございました。今政府では賃金を上げようとしております。今回の予算でもなぜ、住宅だったかな、それを維持していくのに上がったのだということになったときに、10%の賃金上昇があったという。これから上昇がどんどん始まっていく状態において、私は住民投票なんかやっている暇なんかないと感じております。立ち止まるのではなくて、進まなくては駄目だと思っております。今ここで立ち止まると、合併推進債などその有利な起債を使えない。そのことをまず考えていただきたい。仮にそれが借りれなかったら、それを現庁舎を使うためにお金を使うと今度それはもう使えないですから、この庁舎改修に合併推進債を使うと庁舎を何年使っていけるのかということも考えて、いろいろ考慮したときには町長の判断がやっぱり正しくて、住民投票だとかで待ったかけると、そんなことをしている状態ではなくて、どんどん進んでいかなければならない、時間がもう少ないというのが私の考えであります。皆さんにはよく町の財政、それからこの湧別町のなぜ合併したか、そういうのを踏まえて、心の中で整理し、困ったから合併して、これからみんなしてやっていかなければならないときなのです。そのときに立ち止まるとかではなくて、一つのものに向かって立ち止まるのではなくて進んでいかなければならない。それもあるだけ自分のところから原資を出さないようにしながら進んでいく。突発的なことがあるときには、その財源が持っていないと今度何もできないですから、そういうことをある程度蓄えながら、やっぱり庁舎の大きな問題は国からいただけるものはもらって、それで原資をなるべく出せないようにして進んでいく。そうすると、これから建設しても3年やそこらかかって、それから建設して30年、40年はもちます。今ここの庁舎でも38年もっていますから。だけれども、それをしないと、今度改修に使ったりなんかするとそれから何年かかってこの庁舎がもつか考えると、今15歳、18歳の人が20年かかって今度庁舎の問題出てきたときには一番働き盛りで、やはりそこにお金を投資することを考えなければなりません。私たちは、その子供たちのためにと考えるのであれば、子供たちが進んで生産意欲を持っているその18歳から15歳から生産年齢人口である65歳ですか、その間の人たちが働いて、うまく働いていけるように、お金のことなど心配しないでやっていけるような方策を取らなければなりません。それは一番お金かかるのはやはり庁舎だとか、そういうことです。ふだんの生活にはそれはちゃんといろんなインフラだとかの整備にはかかりますから。だから、今立ち止まることではなく……

○議 長 小形君、請願書の採択についてもう少し簡潔にお願いします。

○8 番 分かりました。

私は、立ち止まるということよりも、今立ち止まらなければならぬ、住民投票によって立ち止まらなければならぬということではなくて、前に進むこ

とを考えて、今の住民投票条例には反対であります。

○議長 長 これで討論は終結します。

これから請願第1号 住民投票の実施を求める請願書の採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 長 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 1 : 1 4)

再 開 宣 告 (1 1 : 2 5)

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、発議第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 発議第1号 湧別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

6番、酒井君。

(6番提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、意見書案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 意見書案第1号 厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書。

○議長 提案者の説明を求めます。

5 番、下田君。

(5 番趣旨説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、意見書案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 意見書案第2号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

3 番、加藤君。

(3 番趣旨説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、本定例会以降明年3月定例会までの間において随時理事者より要望などのため出張の要請があったときは、その内容により議長または関係の議員を派遣することとし、さらにほかの出張や出張の細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件はお諮りしましたとおりに決定いたしました。

日程第19、閉会中の所管事務調査等の申出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「議長、よろしいですか」の声あり)

○議 長 はい。

○4 番 先ほど住民投票条例の件で、私もちょっと興奮していたということで、不適切な発言があったというふうに同僚議員からありましたので、これについては訂正して謝罪を申し上げたいと思います。すみませんでした。

○議 長 分かりました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和7年第1回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 1 : 3 8)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長

村田一志

湧別町議会 議員

柳坂敏夫

湧別町議会 議員

関野一平